

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成30年3月29日(2018.3.29)

【公開番号】特開2016-185932(P2016-185932A)

【公開日】平成28年10月27日(2016.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2016-061

【出願番号】特願2015-67308(P2015-67308)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/86	(2006.01)
A 6 1 K	8/73	(2006.01)
A 6 1 K	8/37	(2006.01)
A 6 1 Q	1/14	(2006.01)
A 6 1 K	8/39	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/86
A 6 1 K	8/73
A 6 1 K	8/37
A 6 1 Q	1/14
A 6 1 K	8/39

【手続補正書】

【提出日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次の成分(A)～(C)；

(A)ポリオキシエチレン鎖を有するHLB8～13の非イオン性界面活性剤

(B)デキストリンと脂肪酸とのエステル化物であって、デキストリンのグルコースの平均重合度が3～150であり、脂肪酸が炭素数4～26の分岐飽和脂肪酸の1種又は2種以上を全脂肪酸に対して50mol%より多く100mol%以下、及び、炭素数2～22の直鎖飽和脂肪酸、炭素数6～30の直鎖又は分岐の不飽和脂肪酸及び炭素数6～30の環状の飽和又は不飽和脂肪酸よりなる群から選ばれる1種又は2種以上を全脂肪酸に対して0mol%以上50mol%未満含有し、グルコース単位当たりの脂肪酸の置換度が1.0～3.0であるデキストリン脂肪酸エステル

(C)成分(B)を除くイソステアリル骨格を有するエステル油を含有する、液状油性クレンジング料。

【請求項2】

前記成分(B)のデキストリン脂肪酸エステルを構成する分岐飽和脂肪酸が、炭素数12～22の分岐飽和脂肪酸から選ばれる1種又は2種以上である、請求項1記載の液状油性クレンジング料。

【請求項3】

前記成分(B)のデキストリン脂肪酸エステルが、ASTM D445測定方法による40における動粘度が8mm<sup>2</sup>/sである流動パラフィンをゲル化しない、請求項1又は2に記載の液状油性クレンジング料。

【請求項4】

前記成分( B )のデキストリン脂肪酸エステルが、40質量%含有する軽質流動イソパラフィン溶液をガラス板に400μm厚のアブリケーターで成膜し、乾燥させた皮膜に、テクスチャーアナライザーを用いて100gの荷重をかけ、10秒保持後に0.5mm/秒で離したときの接触点にかかる荷重変化(最大応力値)が30~1000gであるデキストリン脂肪酸エステルである、請求項1~3の何れか一項に記載の液状油性クレンジング料。

#### 【請求項5】

さらに、成分( D )として、炭素数8~16の脂肪酸と炭素数2~9の一価アルコールのエステルを含有する、請求項1~4の何れか一項に記載の液状油性クレンジング料。

#### 【請求項6】

前記成分( A )のポリオキシエチレン鎖を有するHLB8~13の非イオン性界面活性剤が、テトラオレイン酸ポリオキシエチレンソルビット、トリイソステアリン酸ポリオキシエチレングリセリル、モノイソステアリン酸ポリオキシエチレングリセリルよりなる群から選ばれる1種又は2種以上である、請求項1~5の何れか一項に記載の液状油性クレンジング料。

#### 【請求項7】

前記成分( C )の成分( B )を除くイソステアリル骨格を有するエステル油が、リンゴ酸ジイソステアリル、トリイソステアリン酸ポリグリセリル-2、ジイソステアリン酸ポリグリセリル-2よりなる群から選ばれる1種又は2種以上である、請求項1~6の何れか一項に記載の液状油性クレンジング料。

#### 【請求項8】

前記成分( D )の炭素数8~16の脂肪酸と炭素数2~9の一価アルコールのエステルが、ミリスチン酸イソプロピル、イソノナン酸イソノニルよりなる群から選ばれる1種又は2種以上である、請求項5~7の何れか一項に記載の液状油性クレンジング料。

#### 【請求項9】

前記成分( A )の含有量が、1~15質量%である、請求項1~8の何れか一項に記載の液状油性クレンジング料。

#### 【請求項10】

前記成分( B )の含有量が、1~5質量%である、請求項1~9の何れか一項に記載の液状油性クレンジング料。

#### 【請求項11】

前記成分( C )と前記成分( D )の含有質量比( C )/( D )が、1~30の範囲である、請求項5~10の何れか一項に記載の液状油性クレンジング料。